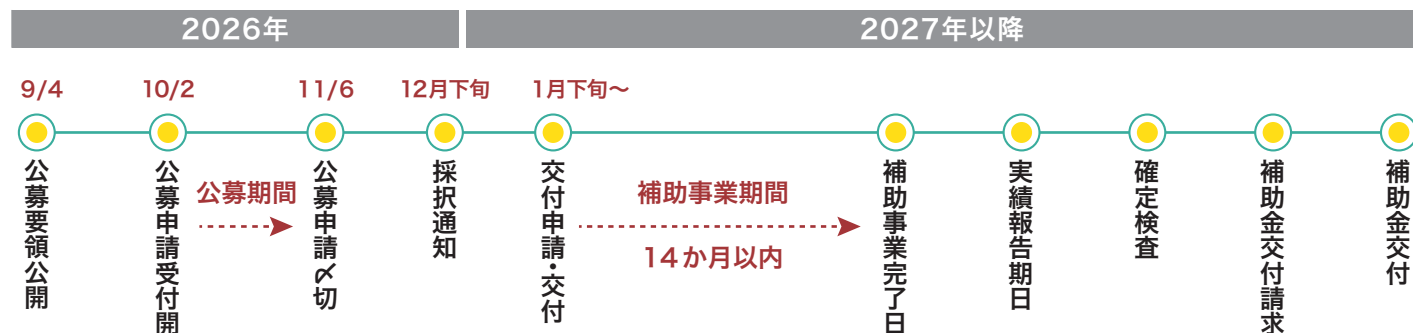


16次公募申請スケジュール

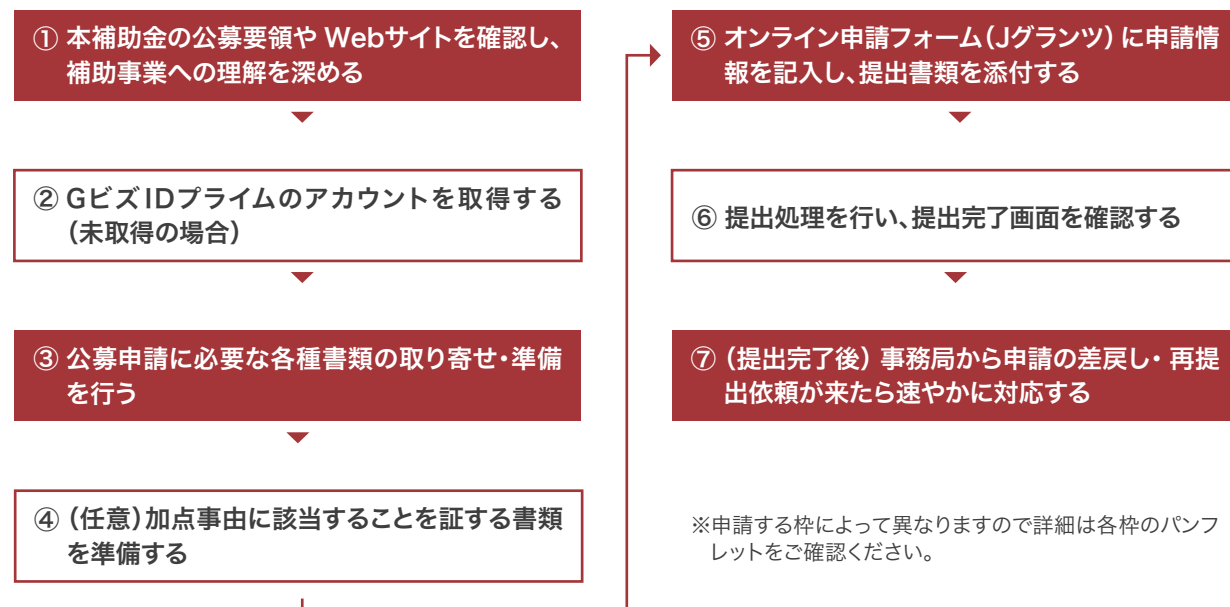


※上記スケジュールは公募要領公開時点での予定となります。変更となる可能性がありますので、ご了承ください。

採択と交付決定の段階的な実施



申請の流れ



※申請する枠によって異なりますので詳細は各枠のパンフレットをご確認ください。

お問い合わせ窓口

※受付時間: 9:30～12:00、13:00～17:00 (土・日・祝日を除く)

専門家活用枠、
廃業・再チャレンジ枠

TEL:050-3145-3812

事業承継促進枠

TEL:050-3192-6274

PMI推進枠

TEL:050-3192-6228

中小企業生産性革命推進事業

事業承継・ M&A補助金

事業承継・M&A補助金は、中小企業・小規模事業者等が、事業承継やM&Aに際して行う設備投資等や、事業承継・事業再編及び事業統合に伴う経営資源の引継ぎ、または引継ぎ後の経営統合に係る経費の一部を補助することによって、事業承継・事業再編及び事業統合を促進し、我が国経済の活性化を図ることを目的とした補助金です。



16次公募のご案内

公募要領公開

2026年9月4日(金)

公募申請受付期間

2026年10月2日(金) ～
2026年11月6日(金) 17:00



事業承継・M&A補助金
WEBサイト

<https://shoukei-mahojokin.go.jp/r7h/>

事業承継・M&A補助金事務局

事業承継促進枠とはどんな枠ですか？

事業承継促進枠とは、親族内承継や従業員承継等の事業承継を契機として経営や事業を引継ぐ予定である中小企業者及び個人事業主が、引継ぐ予定である経営資源を活用するための設備投資等に係る取り組みを行う際の費用の一部を補助することで、中小企業者等の生産性を向上させることを目的とした枠です。



ポイント① 一定期間内に親族内承継や従業員承継等の事業承継によって、経営資源の引継ぎを実施することが条件です



認定経営革新等支援機関

中小企業をめぐる経営課題が多様化・複雑化するなか、中小企業支援を行う支援事業の担い手の多様化・活性化を図るため、平成24年8月に中小企業に対して専門性の高い支援事業を行う経営革新等支援機関を認定する制度が創設されました。

事業承継促進枠による申請を行うに際し、申請者は事業承継の蓋然性が高いことについて認定経営革新等支援機関等による確認を受ける必要があります。

POINT

・公募申請期日から5年後までの事業承継対象期間内に事業承継を完了する必要があります

- ✓ 公募申請前に、認定経営革新等支援機関等から事業承継計画に対する確認書の発行を受ける必要があります
- ✓ 事業承継対象期間での承継未完了となった場合は、交付を受けた補助金の返還が必要です

ポイント② 一定の条件を満たす承継予定者と被承継者間で実質的な事業承継が行われることが条件です

承継予定者、事業承継の内容、及び事業承継の形態において一定の要件を充足する事業承継のみが事業承継促進枠の補助対象となる事業承継に該当します。

承継予定者

- (1) 法人
 - ・対象会社の会社法上の役員として3年以上の経験を有する者
 - ・対象会社に継続して3年以上雇用され業務に従事した経験を有する者
 - ・対象会社の会社法上の役員及び雇用され業務に従事した経験を通算3年以上有する者
 - ・被承継者の親族であり、対象会社の代表経験が無い者
- (2) 個人事業主
 - ・個人事業に継続して3年以上雇用され業務に従事した経験を有する者
 - ・被承継者の親族であること、ただし過去に承継対象事業の代表経験が無い者

事業承継内容

経営権・所有権（株式・持ち分等）のいずれもが被承継者から承継者に譲渡されるものであり、承継者・被承継者間での実質的な事業承継の実施が客観的に確認できる必要があります

以下に該当する事業承継が実施された場合、原則として事業承継促進枠の補助対象外となる事業承継とみなします

- ・経営権と所有権のいずれもの移転を伴わない代表者の交代のみの事業承継
- ・物品・不動産等のみを保有する事業の承継
- ・グループ内の事業再編 その他事業承継が行われたことを客観的に確認できない場合

事業承継形態

承継者が個人事業主の場合は「事業譲渡」、法人の場合は「同一法人内での代表者交代」に該当する事業承継形態の場合に事業承継推進枠の補助対象となる事業承継に該当します

ポイント③

事業承継により引継ぐ経営資源を活用して行う生産性向上等に係る取り組みであることが条件です

事業承継促進枠では、親族内承継や従業員承継等を通じて被承継者から引継ぐ経営資源を活用して、「生産性向上に資する設備投資等」に取り組んでいただくことが補助の条件となります。

生産性向上要件

承継予定の中小企業者等の「付加価値額」又は「1人当たりの付加価値額」の伸び率が3％／年の向上を含む計画を指します。付加価値額の計算方法は、法人・個人事業主の場合でそれぞれ以下の通りです。

【法人】付加価値額 = 営業利益 + 人件費 + 減価償却費

【個人事業主】付加価値額 = 営業利益 + 減価償却費 + 福利厚生費 + 給料賃金

POINT

生産性向上等に係る取り組み

補助対象事業は補助事業期間を含む5年間の補助事業計画において、生産性向上要件の達成が見込まれる取り組みである必要があります

補助対象となる経費の区分



事業承継対象期間（公募申請期日から5年間）

補助事業期間（交付決定日から補助事業完了期限日まで）

POINT

補助対象経費の契約・発注が交付決定日以降かつ、補助事業期間の間であり、検収・支払まで含めて同期間内に完了済の経費である必要があります

事業承継促進枠

設備費

外注費

産業財産権等関連経費

謝金

委託費

旅費

※ 売上原価に相当すると事務局が判断する経費は補助対象外となります
※ 事業承継に際して支払う譲り受け費用（土地、資産購入費用等）含め、被承継者に対して支払う費用は原則補助対象外となります

廃業費（併用申請時）

廃業支援費

原状回復費

在庫廃棄費

リース解約費

解体費

移転・移設費

土壤汚染調査費

補助率・補助上限額

申請の種類		一定額以上の賃上げ	補助下限額	補助上限額	上乗せ額（廃業費）	補助率	
事業承継促進枠	小規模事業者 に該当	実施する	100万円	1,000万円	+300万円	800万円超～ 1,000万円相当部分	1/2以内
		実施せず		800万円		～800万円 相当部分	2/3以内
	上記以外	実施する		1,000万円		1/2以内	
		実施せず		800万円			

※ 詳細は公募要領をご確認ください

POINT

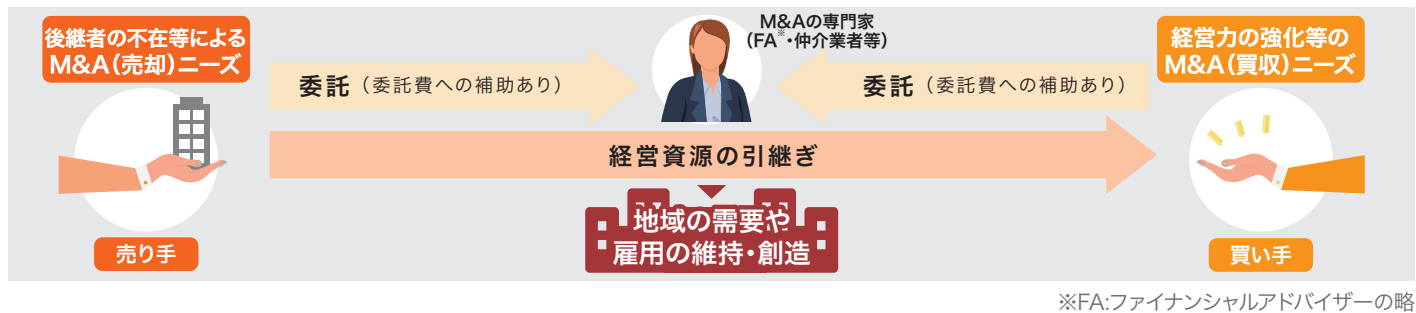
補助事業者が中小企業基本法上の小規模事業者に該当する場合、補助額800万円に対応する対象経費の補助率が、2分の1以内から3分の2以内に引き上げられます

POINT

公募申請時から補助事業期間終了時まで在一定額以上の賃上げを実施する場合、補助上限額が800万円から1,000万円へと引き上げられます

専門家活用枠とはどんな枠ですか？

専門家活用枠とは、後継者不在や経営力強化を背景とした事業再編・事業統合等の経営資源引継ぎ(M&A)のニーズを持つ中小企業者及び個人事業主が、経営資源の引継ぎに際して活用する専門家の費用等の一部を補助することによって、地域の需要や雇用の維持・創造等を通じた経済の活性化を図ることを目的とした枠です。



ポイント① M&A時の立場に応じて3つの支援類型と特例が存在します

専門家活用枠は、M&Aに伴い株式・経営資源を譲り受ける側か・譲り渡す側かの立場に応じて「買い手支援類型(I型)」、「売り手支援類型(II型)」の2つの支援類型に分かれます。そして、12次公募以降は、買い手支援類型において「買い手支援類型(I型)100億企業特例」が追加となり、さらに15次公募以降は「売り手支援類型(II型)小規模売り手支援類型」が追加されることとなりました。それぞれの支援類型の違いを確認の上、適切な類型で申請を実施してください。

売り手支援類型(II型)	売り手支援類型(II型)小規模売り手支援類型
事業再編・事業統合に伴い、株式・経営資源を譲り渡す予定の中小企業等	事業再編・事業統合に伴い、株式・経営資源を譲り渡す予定の小規模事業者等
買い手支援類型(I型)	買い手支援類型(I型)100億企業特例
事業再編・事業統合に伴い、株式・経営資源を譲り受ける予定の中小企業等	事業再編・事業統合に伴い、株式・経営資源を譲り受ける予定かつ、売上高100億円を目標とする「100億宣言」を行う中小企業

- ・売り手支援類型で法人(被承継者・対象会社)を申請主体として申請する場合、株式譲渡によるM&Aとなる場合に備えて公募申請時に株主との共同申請を実施していただきます。
- ・同一の経営資源引継ぎにおいて、買い手支援類型と売り手支援類型からそれぞれ1申請を行うことができます。
- ・資本金(出資金)又は従業員数が一定の基準を満たす場合、医者(個人開業医)及び農家は中小企業者等に含まれるものとします。対象となる中小企業者等の詳細については、公募要領をご確認ください。

100億宣言とは

「100億宣言」とは、「売上高100億円」を目指す中小企業が、その目標及び実現に向けた取り組みの実施を行っていくことを宣言するものです。宣言を行った企業は、宣言取得による補助金・税制の活用に加え、100億企業成長ポータルへの掲載などが可能になります。詳細は以下のポータルサイトでご確認ください。

100億宣言企業成長ポータル▶
<https://growth-100-oku.smrj.go.jp/>

買い手支援類型(I型)100億企業特例について

通常の買い手支援類型(I型)の補助上限額は600万円である一方、100億企業特例の補助上限額は2,000万円となります。ただし、100億企業特例での申請には通常の買い手支援類型(I型)とは異なる以下の要件が設けられています。

- ✓ 公募申請時までに補助事業者の100億宣言がポータルサイトに公表されていること
- ✓ 承継者(補助事業者)は、被承継者の従業員の雇用を3年間維持すること
- ✓ 経営資源の引継ぎに際して承継者から被承継者に支払われる最低譲渡価額が5億円以上であること
- ✓ 補助対象となるM&Aにおけるシナジー効果とその根拠を整理して提出すること

※詳細は公募要領をご確認ください

小規模事業者等の定義とは

業種分類	定義	
製造業その他	従業員の数が20人以下の会社及び個人事業主	商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律(平成5年法律第51号)第2条に準じて、左記のとおり補助金における小規模事業者等を定義する。 ※「商業」とは、卸売業・小売業を指す。 ※従業員の基準を満たせば、医者(個人開業医)、農家(会社法上の会社又は有限会社である農業法人)、農家(個人農家)は小規模事業者等を含むものとする。
商業・サービス業	従業員の数が5人以下の会社及び個人事業主	
サービス業のうち宿泊業・娯楽業	従業員の数が20人以下の会社及び個人事業主	

小規模売り手支援類型について

事業再編・事業統合に伴い株式・経営資源を譲り渡す予定の小規模事業者等を支援する類型。補助上限額を450万円とする事業を対象とする。
※専門家活用枠(売り手支援類型の補助上限額を800万円とする公募)と同一公募回での申請は不可とする。

ポイント② 補助事業期間内のM&A(経営資源引継ぎ)着手・実施が条件です

補助事業期間内に、事業再編・事業統合を行う相手方とのM&Aを実施し、「基本合意書」または「最終契約書」が締結されることが必要です。また、本補助金における「M&A(経営資源引継ぎ)の実現」とは、補助事業期間内のクロージング(契約の履行)完了を指します。



ポイント③ 仲介・FA業務の委託は「登録専門家」と「契約締結時期」に留意する必要があります

「M&A支援機関」登録専門家

中小企業庁は、中小企業が安心してM&Aに取り組める基盤を構築するため、「M&A支援機関にかかる登録制度」を令和3年8月に創設しました。専門家活用枠で仲介・FA業者への委託費が補助されるためには、本制度に登録した専門家を活用することが条件となります。

M&A支援機関登録制度とは？

中小企業庁によって創設された、中小企業に向けたM&A支援業務を行う事業者の登録制度です。

M&A支援機関の種類(例)

M&A専門業者(仲介、ファイナンシャルアドバイザー)／金融機関(都市銀行、地方銀行、信用金庫・信用組合、証券会社、保険会社など)／商工団体(商工会・商工会議所)／士業専門家(税理士、公認会計士、中小企業診断士、弁護士、司法書士、社会保険労務士、行政書士など)

委託契約の締結時期

事業再編・事業統合を進めるにあたっての、**仲介・FA業務に関する専門家との委託契約は交付決定日以降に契約を締結する必要があります。**

POINT

委託費のうち、M&A支援機関登録専門家への支払いのみが補助対象となる費用について

- ・相談料
- ・着手金
- ・マーケティング費用
- ・リターナー費用
- ・基本合意時報酬
- ・成功報酬
- ・価値算定費用
- ・デュー・ディリジェンス(DD)費用※(プレPMI費用を含む)

※DD業務のみの場合は登録不要ですが、支援内容が実質的にFA業務または仲介業務と同等のものと認められる場合は登録専門家のみ対象となります。

補助対象となる経費の区分

補助対象となる経費の区分【小規模売り手支援類型】以外

旅費、謝金、外注費、委託費（仲介・FA費用、デュー・ディリジェンスに係る費用など）、システム利用料、保険料、廃業費

【小規模売り手支援類型】の補助対象となる経費の区分

旅費、謝金、外注費、委託費、システム利用料、保険料、廃業費：廃業支援費、在庫廃棄費、解体費、
原状回復費、リースの解約費、土壤汚染調査費、移転・移設費

※ 詳細は公募要領をご確認ください

補助率・補助上限額

申請の種類	補助 下限額	補助 上限額※1	上乗せ額 (デュー・ディリジェンス※2 に係る費用)	上乗せ額 (廃業費)	補助率	
買い手支援類型(I型)	50万円	600万円	+200万円	+300万円	2/3以内	
売り手支援類型(II型)					1/2以内※3 (条件付きで2/3以内)	
買い手支援類型(I型) 100億企業特例		2,000万円	—	+300万円～※4	～1,000万円 相当部分	1/2以内
					1,000万円超～ 2,000万円 相当部分	1/3以内
売り手支援類型(II型) 小規模売り手支援類型	—	450万円※5	—	+150万円※6	2/3以内	

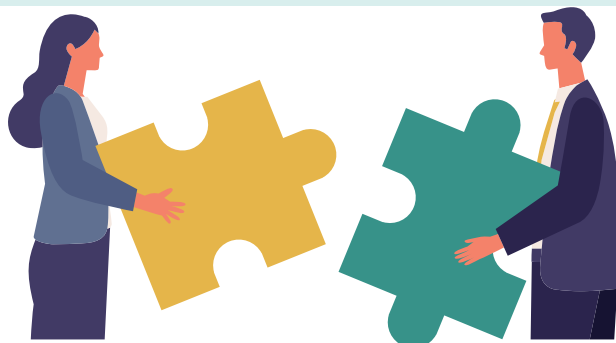
※ 詳細は公募要領をご確認ください

POINT

- ※1: 補助事業期間内にM&A未成約の場合、補助上限額は300万円とし廃業費は補助対象外となります
- ※2: 買い手支援類型の場合、補助対象経費の計上有無に関わらず、デュー・ディリジェンス(DD)の実施が必要です
- ※3: 売り手支援類型(II型)において、「直近期の営業利益率低下」・「営業利益(経常利益)が赤字」等一定の条件に該当する場合、補助率が2分の1以内から3分の2以内に引き上げられます
- ※4: 買い手支援類型(100億企業特例)に上乗せされる廃業費の補助率は2分の1以内となります
- ※5: 売り手支援類型(小規模売り手支援類型)では、補助事業期間内に経営資源の引継ぎが実現しなかった場合(補助対象事業において、クローニングしなかった場合)、補助上限額(50万円)の変更を行う
※その場合において、着手金、システム利用料、デュー・ディリジェンス費用を補助対象経費として認める
- ※6: 売り手支援類型(小規模売り手支援類型)では、廃業費の補助上限額は150万円とする。ただし、関連する経営資源の引継ぎが補助事業期間内に実現しなかった場合は、補助対象外とする

デュー・ディリジェンス(DD)

デュー・ディリジェンスとは、対象企業である譲り渡し側における各種のリスク等を精査するため、主に買い手がFAや士業等専門家に依頼して実施する調査です。
調査項目は、M&Aの規模や実施希望者の意向等により異なりますが、一般的に、資産・負債等に関する財務調査(財務DD)や株式・契約内容等に関する法務調査(法務DD)等から構成されます。



廃業・再チャレンジ枠とはどんな枠ですか？

廃業・再チャレンジ枠とは、M&Aによって事業を譲り渡せなかった中小企業者等の株主や個人事業主が、地域の新たな需要の創造や雇用の創出にも資する新たなチャレンジをするために、既存事業を廃業する場合にかかる経費の一部を補助する枠です。



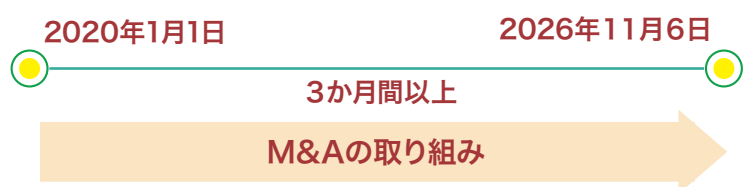
ポイント① 単独申請の場合と、併用申請の場合とで要件が異なります

廃業・再チャレンジ枠では、当枠のみで申請を行う「再チャレンジ申請(単独申請)」と、事業承継促進枠や専門家活用枠、PMI推進枠と併せて申請を行う「併用申請」の場合で要件が異なります。

再チャレンジ申請(単独申請)	M&Aで事業を譲り渡せなかった事業者による廃業・再チャレンジ
併用申請	事業承継に伴う廃業や、事業の譲り渡し/譲り受けに伴う廃業
・ 併用申請の場合は、事業承継促進枠、専門家活用枠(買い手支援類型)、専門家活用枠(売り手支援類型)、PMI推進枠(PMI専門家活用類型、事業統合投資類型)とのいずれかとの申請になります。 ・ 併用申請の場合は、事業承継やM&Aによる事業の再編・統合に伴う事業の一部廃業も対象となります。	
POINT	
再チャレンジ申請における共同申請について 再チャレンジ申請(単独申請)において、中小企業(法人)の廃業を行う場合は、廃業予定の中小企業と、その支配株主や株主代表との共同申請が必須となります。	

ポイント② 【再チャレンジ申請の場合】一定期間内にM&A(事業の譲り渡し)に着手していることが条件です

廃業・再チャレンジ枠に単独で申請する場合、2020年以降～公募申請期日の間に、売り手としてM&Aに着手し、3か月以上取り組んでいることが条件となります。



POINT

- ・ 左記3つのいずれかに該当する必要があります(申請者自身でM&Aに着手した場合は対象外となります)
- ・ 併用申請時は、本条件は適用されません

- ・ 事業承継・引継ぎ支援センターへの相談依頼
- ・ M&A支援機関との包括契約(着手を含む契約)
- ・ M&Aマッチングサイトへの登録

ポイント③

【再チャレンジ申請の場合】補助事業期間内に既存法人(事業)の廃業を完了した上で、再チャレンジすることが条件です

再チャレンジ申請の場合、補助事業期間中に廃業を完了する必要があります。尚、この場合の廃業は事業の一部を廃業するのではなく、会社自体の廃業が要件となります。

2027年1月(下旬予定)～

12か月以内

会社自体の廃業の完了

再チャレンジ

会社自体を廃業するために、補助事業期間内に廃業(解散・清算)登記を行う、在庫を処分する、建物や設備を解体する、原状回復を行う等

- ・ 新たな法人の設立
- ・ 個人事業主としての、新たな事業活動の実施
- ・ 自身の知識や経験を活かせる企業への就職や社会への貢献等

POINT

- ・ 期間内に廃業が完了しない場合は、補助対象外となりますのでご注意ください
- ・ 併用申請の場合は、この限りではありません(一部廃業も対象となります)

補助対象となる経費の区分

廃業支援費

廃業・清算に関する専門家活用費

在庫廃棄費

既存の事業商品在庫を専門業者に依頼して処分した際の経費

解体費

既存事業の廃止に伴う建物・設備等の解体費

原状回復費

借りていた設備等を返却する際に義務となっていた原状回復費用

リースの解約費

リースの解約に伴う解約金・違約金

土壌汚染調査費

土地(有害物質)の使用地歴調査に関する資料調査・ヒアリングをする為に支払われる費用等

移転・移設費

効率化のため設備等を移転・移設するために支払われる経費

補助率・補助上限額

申請の種類	補助下限額	補助上限額	補助率
再チャレンジ申請 (単独申請)	50万円	300万円	2/3以内
併用申請			1/2又は2/3以内

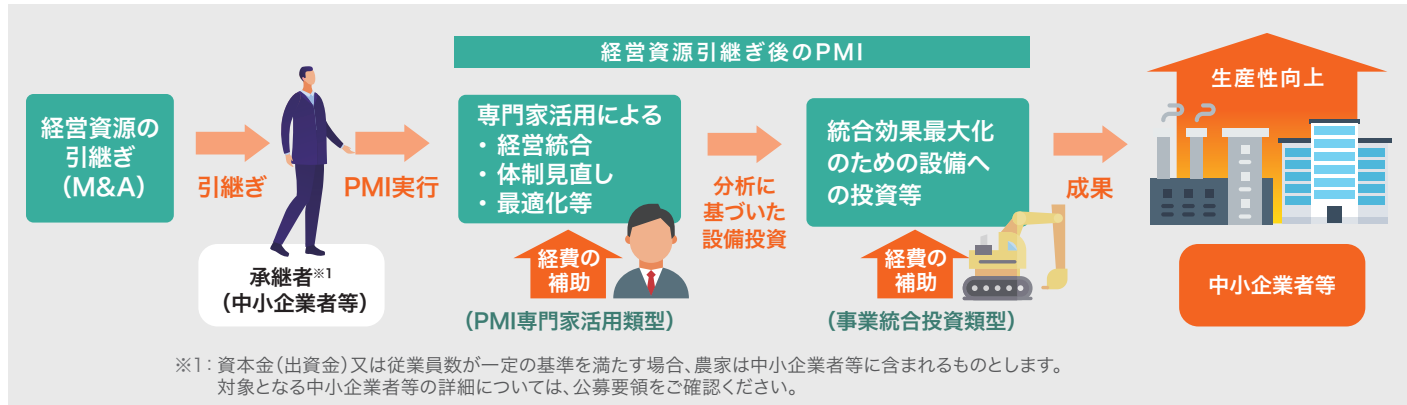
※ 詳細は公募要領をご確認ください

POINT

併用申請の場合、廃業費の補助率は事業費の補助率に従います

PMI推進枠とはどんな枠ですか？

PMI推進枠とは、経営資源の引継ぎ(M&A)を行った又は行う予定の中小企業者及び個人事業主が、事業再編・事業統合等の取り組み(以下、「PMI」という。)に際して活用する専門家の費用及び統合に伴う設備投資費用等の一部を補助することによって、中小企業者等の事業再編・統合後の生産性向上を通じた経済の活性化を図ることを目的とした枠です。



ポイント① PMIの内容に応じて、2つの支援類型が存在します

PMI推進枠では、M&A成立後に行われる経営統合作業(PMI)の具体的な内容に応じて「PMI専門家活用類型」「事業統合投資類型」の2つの類型にわかれます。「PMI専門家活用類型」と「事業統合投資類型」には前後関係があり、2類型の同一公募回での同時申請は認められないため、ご自身のPMI実行状況をご確認の上適切な類型で申請を実施してください。

【PMI専門家活用類型】

補助対象事業分類			概要	PMI専門家活用類型	事業統合投資類型
PMI計画			PMI実施スケジュール・実施体制の策定	補助対象 ^{※1} (PMI専門家の活用によるPMIの実行)	対象外
PMI 実行	経営統合		経営体制(新経営者・会議体・意思決定プロセス等)の整備、事業計画の作成		
	事業 統合	事業機能整備	サプライヤー・在庫管理方法・生産体制等の見直し、販売拠点統廃合		
		管理機能整備	人事・労務、会計・財務、法務、ITシステム等管理機能の改善(人材配置の改善等)		

※1：信頼関係構築に関わる専門家支援(M&Aに関する説明・継続的なコミュニケーション等)及び、明確にPMIに係る支援・費用の内容が特定できない場合(対象土業との顧問契約の範囲内での対応等)は補助対象外となります。

【事業統合投資類型】

補助対象事業分類			概要	PMI専門家活用類型	事業統合投資類型
統合効果 (PMI)の最大化	事業統合投資		工場・製造ラインの統合に係る設備・システム導入等の設備投資	対象外	補助対象 (設備投資等)

ポイント② PMI推進枠(PMI専門家活用類型)の場合は2つの申請パターンがあり、専門家活用枠(買い手支援類型(I型))との同時公募回での申請も可能です

PMI推進枠(PMI専門家活用類型)の申請パターンは、「単独申請」と、専門家活用枠(買い手支援類型(I型))との同時公募回での申請を行う「同時申請」の2パターンが存在し、どちらのパターンにおいても、交付申請時点で事業再編・統合に伴う経営資源の譲り受けに関する最終契約を締結していることが要件となります。

専門家活用枠(買い手支援類型(I型))とは

事業再編・事業統合に伴い経営資源を譲り受ける予定の中小企業者等が、経営資源引継ぎに際して活用する専門家費用の一部を補助することで、生産性の向上を通じた経済の活性化を図ることを目的とした枠です

POINT

【単独申請】【同時申請】

交付申請時点で最終契約を締結しているM&Aに対するPMIが補助対象となります

※【同時申請】に関しては、専門家活用枠(買い手支援類型(I型))への公募申請手続が別途必要となります。



ポイント③

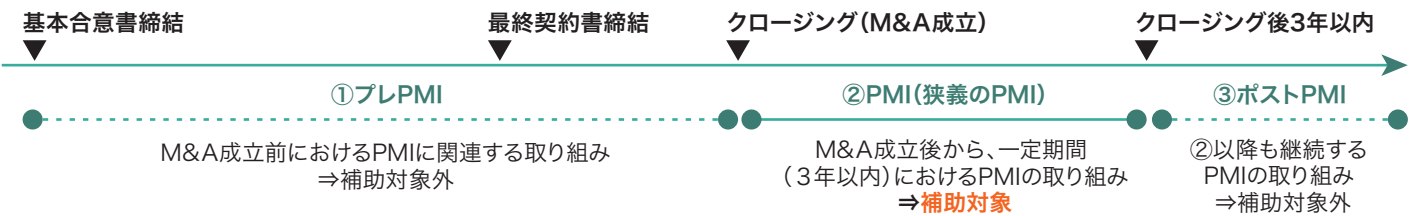
「PMIの対象となるM&Aの要件」と「対象となるPMI/事業統合投資の取り組みが行われる期間」に留意する必要があります

補助対象となるM&Aの要件について

- ✓ 経営資源を譲り渡す被承継者と経営資源を譲り受ける承継者の間で事業再編・事業統合が実施された(或いは実施される予定)こと
※親族間の事業承継、グループ内の事業再編などは上記要件を満たさない
- ✓ 補助事業期間を含む5年間の補助事業計画において、生産性向上要件(「付加価値額」又は「1人当たりの付加価値額」)の伸び率が3%/年の向上を含む計画であること。なお、付加価値額とは、営業利益、人件費、減価償却費を足したものをいう

対象となるPMI/事業統合投資が行われる期間について

- ✓ 事業再編・事業統合に伴う経営資源の引継ぎ後(M&Aのクロージング後)、3年以内に実施するPMI/事業統合投資であること
※プレPMIとしてのDD費用は、PMI推進枠ではなく専門家活用枠で補助対象にできる場合がある



補助対象となる経費の区分

PMI専門家活用類型	事業統合投資類型	廃業費(併用申請時)
委託費 ^{※1}	委託費 ^{※2}	廃業支援費
謝金	設備費	原状回復費
旅費	外注費	在庫廃棄費
		リース解約費
		解体費
		移転・移設費
		土壌汚染調査費

※1：PMIに係る総合的な支援を行う者・領域別PMIに係る専門家業務を行う者に支払う経費
※2：M&A成立に向けた業務委託費用、PMI時に専門家に支払う経費はPMI推進枠の補助対象にならない

補助率・補助上限額

申請の種類		一定額以上の賃上げ	補助下限額	補助上限額	上乗せ額 (廃業費)	補助率
PMI専門家活用類型		—	50万円	150万円	+300万円	1/2以内
事業統合 投資類型	小規模事業者 に該当	実施する	100万円	1,000万円	+300万円	1/2以内
		実施せず		800万円		2/3以内
	上記以外	実施する		1,000万円		1/2以内
		実施せず		800万円		

※詳細は公募要領をご確認ください

POINT

事業統合投資類型では、中小企業基本法上の小規模事業者に該当する場合、補助額800万円に対応する対象経費の補助率が、2分の1以内から3分の2以内に引き上げられます

POINT

事業統合投資類型では、公募申請時から補助事業期間終了時まで一定額以上の賃上げを実施する場合、補助上限額が800万円から1,000万円へと引き上げられます